ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年7月23日~2020年7月29日)

令和2年(2020年)7月30日

政治

ジョブロ法相によるイスタンブール条約脱退作業の開始に関する動議の提出

LGBTの抗議行動に対するモラヴィエツキ首相の発言

チャプトヴィチ外相とロガル・スロベニア外相との会談

ワルシャワ市内で不発弾処理

イスタンブール条約脱退に関する欧州評議会及び欧州委員会の反応

チャプトヴィチ外相とクレバ・ウクライナ外相との会談

ポーランド・ウクライナ・リトアニア外相会談の実施

LGBTフリーゾーン宣言自治体に対する EU 基金の減額

治安等

下院、道路交通法改正案を採択

イスタンブール条約脱退をめぐり市民が抗議活動

警察が英語サービスの提供を新たに開始

経済

モラヴィエツキ首相, 地方自治体向け支援拡大の方針を示す

企業再建支援策

2021年予算編成方針の閣議決定

6月の失業率

新中央空港(CPK)の建設予定地の変更

PKN Orlen によるPiGNiG買収に関する動き

風力発電事業

トヨタ、ハイブリッドドライブテスト部門等を立上げ

当地通信会社、Huawei 機器の除外に警告

フォルクスワーゲンによる次世代自動車製造のための工場拡張

ポーランド鉄道車両メーカーによる車両近代化に係る動向

エレクトロモビリティ・ポーランド(EMP)によるポーランド製電気自動車のプロトタイプ発表

政府によるポーランド鉱業グループ救済計画

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

欧州でのテロ等に対する注意喚起

「たびレジ」への登録のお願い

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

マイナンバーカード取得のお願い

年金受給者の現況届提出について

大使館広報文化センター開館時間

文化行事 · 大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp

政 治

内 政

ジョブロ法相によるイスタンブール条約脱退作業の 開始に関する動議の提出【27日】 27日、ジョブロ法相は、イスタンブール条約(女性に対する暴力と家庭内暴力の防止に関する欧州評

お願い】3か月以上滞在される場合、 合せ先:大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、 在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります 在外投票、 旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

議会条約)の脱退に向けた作業の開始に関する動議を家族・労働・社会政策省に提出した。同法相は、25日の記者会見にて、同条約の規定はイデオロギー的な性質を有し、社会文化的なジェンダーの構築に関する有害な内容を含んでいるとし、また、同条約のLGBTの文脈での青少年への教育及び家族関係に関する条項についても受け入れられない旨発言していた。他方、ドヴォルチク首相府長官は、イスタンブール条約脱退に関する政府の決定は未だ下されていないと述べた。

LGBTの抗議行動に対するモラヴィエツキ首相の発言【29日】

28日夜、LGBTに関する問題をめぐる抗議行動と

して、ワルシャワ市内の複数のモニュメントに虹色の旗が設置される事例が発生した。29日、モラヴィエッキ首相はツイッター上で、表現及び思想の自由は常に保障されるが、全ての表現手段が正当化されるわけではなく、攻撃的な行為には超えてはならない限界が存在することを理解しなければならないと述べた。また、同首相は、このような破壊行為が良い結果につながることはなく、社会の一層の分断を招くだけであると述べた。同日、カレタ法務副大臣は、記者会見において、本事案はLGBT政治活動家による過度な攻撃的行為であるとし、恥ずべき行動に対して国家は断固とした対応を示す必要があると述べ、検察局に本件に関する通報を行ったことを明らかにした。

外交•安全保障

<u>チャプトヴィチ外相とロガル・スロベニア外相との会談【</u> 23日】

23日、チャプトヴィチ外相は、ワルシャワを訪問中の ロガル・スロベニア外相と会談を行い、経済協力、EU 及びNATO、地域のインフラ投資等について議論を行 った。チャプトヴィチ外相は、本年3月に発足したスロベ ニア新政権と緊密に協力していきたいと述べた。ロガ ル外相は、ポーランドとの新たな経済協力の機会を追 及したいと述べ、両外相は、経済的なパートナーシップ を更に拡大させていくことを確認した。また、両外相は 、EU及びNATOでの両国のプレゼンス強化が重要課 題であるとの認識で一致した。チャプトヴィチ外相は、E Uの次期多年度財政枠組(MFF)及び欧州復興基金に ついて合意した先般の欧州理事会において、両国首相 が効果的に協力することができたことを評価し、スロベ ニアがV4諸国と立場を共有した今次会合の結果は、 両国共通の成果であると述べた。また、両外相は、三 海域イニシアティブの中・東欧地域での重要性を確認し 、これを更に発展させていくことで一致した。

ワルシャワ市内で不発弾処理【24日、25日】

24日、ワルシャワ市内(バジリアンスカ通り第2メトロ線)の工事現場から250kgタイプの不発弾が発見され、不発弾処理部隊(第2工兵連隊(カズン所在))が急行した。現場到着後、近隣住民を安全距離1500mまで避難させる処置が決定され、25日、午前6時から避難処置がとられた。同日午後12時には、同不発弾の撤去作業が完了した。100名を超える警察官、消防員、医療関係者等が同活動に参加した。ポーランド軍は、ホームページ上に不発弾等危険な物体を発見した際の注意として、次の3点を注意喚起している。①触れない、処理しない、運ばない。②発見場所に印を付け、現場保存をする。③警察、国境警備隊、地元自治体等に爆発または危険物の存在について情報提供をする。

イスタンブール条約脱退に関する欧州評議会及び欧州 委員会の反応【26日、27日】

26日、ペイチノヴィッチ=ブリッチ欧州評議会事務局 長は、ポーランドがイスタンブール条約の脱退を表明したことに対して声明を発出した。同声明は、ポーランド 政府高官によるイスタンブール条約脱退の発表は憂慮 すべきものであるとし、同条約は、女性への暴力及び 家庭内暴力と闘う欧州評議会の重要な国際条約であり、同条約への誤解があれば、建設的な対話により明確 化する用意があるとした。また、同事務局長は、イスタンブール条約脱退は非常に残念であり、欧州での女性 への暴力からの保護における大きな後退であると述べた。

27日、ヤンツ欧州委員会報道官は、ポーランドのイスタンブール条約脱退について遺憾の意を表明した。 同報道官は、EUも同条約に2017年に署名しており、イスタンブール条約への加盟は、欧州委員会の重要なプライオリティの一つであると述べた。

<u>チャプトヴィチ外相とクレバ・ウクライナ外相との会談</u> 【27日】

27日、チャプトヴィチ外相は、クレバ・ウクライナ 外相と会談を行い、ロシアの軍事的脅威、新型コロナウイルス感染症、ウクライナのEU及びNATOとの協力及びエネルギー・経済協力の可能性等について議論を行った。チャプトヴィチ外相は、ウクライナにおけるポーランド語学校の地位の現状維持及び両国の歴史問題についての共同研究の必要性を強調した。また、同外相は、ウクライナ情勢についても言及し、同国が防衛能力強化及び安全保障分野で新たな任務遂行を可能とするためのNATOの高次機会パートナー(Enhanced Opportunity Partner,EOP)の地位を得たことについて満足の意を示した。さらに、同外相は、ウクライナの主権及び領土保全を支持し続けることを確認すると述べるとともに、同日発効す

るロシアとの停戦協定が維持されることを望むと述べた。

ポーランド・ウクライナ・リトアニア外相会談の実施【2 8日】

28日、チャプトヴィチ外相は、ポーランド東部ルブリンにおいて、クレバ・ウクライナ外相及びリンケビチュウス・リトアニア外相と会談を行った。三外相は、三か国のハイレベル会合を定期的に行っていくことで合意した。また、三か国の恒常的な協力枠組みとなるルブリン・トライアングルの創設が発表された。同外相は、この新たな枠組みにより、東方パートナーシップ発展のための不断のコミットメント、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策、ウクライナの欧州—大西洋への志向に対する強い支持、三海域イニシアティブにおける協力といった目標が達成可能となると述べた。また、三外相は、ルブリン合

同の記念碑に献花した後、リトアニア・ポーランド・ウクライナ多国籍旅団(LITPOLUKRBRIG)を訪問した。チャプトヴィチ外相は、欧州における軍事安全保障を構築する上で、これまでの合同訓練はNATOと関係国の間の効果的な軍事協力の好例であると強調した。

LGBTフリーゾーン宣言自治体に対するEU基金の 減額【28日】

28日、ダリ欧州委員会委員(平等担当)は、LGBTイデオロギーを受け入れないとする「LGBTフリーゾーン」や「家族の権利」を宣言したポーランドの6自治体からの姉妹都市申請を却下したと発表した。これにより6自治体は、EUの姉妹都市プログラムによる最大25,000ユーロの補助金を受け取ることができなくなった。なお、欧州議会は、昨年12月にも同宣言を非難する決議を採択していた。

治 安 等

下院、道路交通法改正案を採択【24日】

24日、下院は、制限スピードを50キロ超過した際の運転免許停止の効力を地方でも有効とする道路交通法改正案を採択した。同改正案では、新車販売者が自動車をオンラインで登録することや運転中の運転免許証保持義務を廃止することも規定している。また、運転免許証や免許所有者はデータ上での確認ができるようになるほか、自動車登録番号が記載されたステッカーの貼付義務も廃止される。さらに、自動車所有者の要請により、居住地を変えた場合でも現在の登録番号を維持することも可能になる。

イスタンブール条約脱退をめぐり市民が抗議活動【2 4日】

24日、市民数千人がイスタンブール条約から脱退するという政府の計画に反対するため、ワルシャ

ワを始めとする数か所の都市において抗議活動を行った。同抗議活動は、マルレナ・マロング家族・労働・社会政策大臣が同条約から脱退する準備を始めた旨発言したことに端を発したものである。抗議者によると、抗議活動はワルシャワのほか、グダンスク、カトヴィツェ、クラクフ、ウッチ、ポズナンなどで行われたという。

警察が英語サービスの提供を新たに開始【28日】

国家警察本部国際協力局は、ポーランド語を話すことが出来ない在住者や旅行者を対象として、新たに英語サービスの提供を開始した。同サービスは警察ウェブサイトで利用することができ、警察に関する一般的情報、警察幹部のデータ、ポーランド来訪者への情報などを英語で提供している。

経 済

経済政策

<u>モラヴィエツキ首相</u>, 地方自治体向け支援拡大の 方針を示す【23日】

23日に発表された閣僚評議会決議案によると、政府は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策基金から120億ズロチを地方自治体が実施する投資事業への支援に割り当てる計画であるという。モラヴィエツキ首相は、企業向け支援とは別に、地方自治体も同様の政府支援を必要としているとし、過去数週間にポーランド全国をまわった際、地方自治体との間で多くの意見を交わし、素晴らしい事業計画案が実施を待っている状態であることを確認したと述べた。同案はCOVID-19による地方自治体の歳入減及び歳出増等による社会経済的影響

の緩和を目的としており、2020年第3四半期の採択を予定しているという。

企業再建支援策【24日】

ドゥダ大統領が24日に署名した公的支援法案の下、政府は今後10年間にわたり、年間1億2,000万ズロチ(約2,700万ユーロ)を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の救済・再建支援に割り当てる予定である。新たな支援策は、中小企業及び大企業を対象としており、再構築活動や流動性支援等に活用されるという。6か月の短期融資の形式で提供され、融資額は各企業の状況に応じて決定される。融資期間もしくは融資額が

Poland Weekly Review

不足する場合、中小企業は臨時再建支援基金から追加融資の申請が可能であり、返済期限は18か月間延長される。また、大企業は再建助成金の下で追加支援や返済期限の延長申請を行うことが可能となる。

2021年予算編成方針の閣議決定【28日】

28日、政府は2021年予算編成方針を閣議決定した。予算編成の前提となる経済見通しについ

て、GDP成長率は2020年にマイナス4.6%に落ち込んだ後、2021年には4.0%に回復すると予測。また、2021年の平均物価上昇率を1.8%(2020年は3.3%)、失業率を7.5%(2020年は8%)と予測している。また、2021年に最低月額賃金を2,800ズロチ(対前年比7.7%増)、最低時給を18.30ズロチに引き上げる計画としている(2020年はそれぞれ2,600ズロチ、17ズロチ)。

マクロ経済動向・統計

6月の失業率【23日】

中央統計局(GUS)によれば,6月の失業率は6.

1%と前月から0. 1%増となり, 6月末時点の登録 済み失業者数は102万6, 500人となった(5月末 時点では101万1, 700人)。

ポーランド産業動向

新中央空港(CPK)の建設予定地の変更【23日】

CPK特別目的会社のヴィルド社長は、CPKの建 設予定地とされているバラヌフ、テレシン、ビスキトキ の住民が代表を務めるCPK社会協議会において、 CPKの建設予定地の変更を明らかにした。新型コロ ナウイルス感染症によるパンデミックが発生する以 前、同予定地は、①年間1億人の乗客へのサービス の提供(中国の北京や米国のアトランタのハブ空港 に匹敵)、②ワルシャワから鉄道で15分の距離を想 定していた。これまで想定していたバラヌフ近郊で は、後者の条件を満たすことができないため、建設 予定地を7km東に移動することが決定された。ピシ ア・トゥツナ川の近くに主要滑走路2本、追加滑走路 2本が設置されるとしており、滑走路建設地として74 kmの範囲で4か所が考えており、そのうちの37km が滑走路及び関連施設の建設に充てられる予定で ある。どの候補が選ばれた場合でも、2,200人から 2,500人の住民に影響が及ぶと見込まれる。建設 予定地は、2021年~2022年にまとめられる環境 評価に基づき、正式に決定される。同評価は2020 年10月から開始する予定であり、騒音レベル、空港 の上下水道への影響や大気汚染などの評価を行 う。

PKN Orlen によるPiGNiG買収に関する動き【23日】

国営石油ガス会社PiGNiGは、デューデリジェンスの実施に関し、国営石油ガス会社PKN Orlen と協力及び秘密保持契約を締結した。これにより両社は、欧州委員会のへ承認申請を適切に作成するため情報交換を実施する。統合により両社は欧州のエネルギー分野において本格的なプレーヤーとして位置づけられる。

風力発電事業【23日】

国営石油ガス会社PKN Orlen は、バルト海の洋上風力発電所の環境影響調査を完了し、環境報告をグダンスクの環境保護地域局に提出した。これが完了すると、投資のスケジュールや技術的な詳細を改善することが可能となり建設許可取得への道が開かれる。オバイテク同社CEOは、当該案件の実施は、低炭素及びゼロ炭素エネルギーの開発という同社の戦略の観点だけでなく、ポーランドのエネルギー部門の移行にとっても重要であると述べた。

<u>トヨタ、ハイブリッドドライブテスト部門等を立上げ【2</u> 4日】

トヨタ・モーター・マニュファクチャリング・ポーランド (TMMP)は、新たに1900万PLN(430万ユーロ)を投資し、ポーランド南西部バウブジヒの工場でハイブリッドドライブテスト及び評価部門を立ち上げた。同部門は、ハイブリッドトランスミッションで使用される部品の強度テスト、ノイズ及び振動テストを実行する。同工場の社長は、当該投資案件は電気自動車産業の発展におけるポーランド工場の重要な役割を証明するものであり、ポーランドは、ハイブリッドドライブにおいて欧州の中心になりつつあると述べた。

当地通信会社、Huawei 機器の除外に警告【24日】

通信会社(Orange Polska)CEOは、当地インタビューに対し Huawei 機器の除外について、中国の事業者を除外するには、2G、3G、4Gのすべてのネットワークのインフラを交換し、完全に新しい5Gネットワークを構築する必要があり、ネットワーク開発が遅延するため、こうした決定を下す国は、代償を払うことになると述べた。

フォルクスワーゲンによる次世代自動車製造のため の工場拡張【24日】

Poland Weekly Review

フォルクスワーゲンは、ポーランドで次世代自動車を製造するためにポズナン近郊のウジェシニャの工場を拡張した。20億ズロチに及ぶ投資により、工場の拡張や新たな機械設備の購入などを行っている。同工場は、製造スペースと保管スペースで60,000 m²の広さに及んでおり、同社は、小型電気自動車の製造をドイツのハーノーバーから移管するとしている。

ポーランド鉄道車両メーカーによる車両近代化に係る動向【28日】

ポーランドの鉄道車両メーカー Pesa は、ポーラン

ド国鉄PKP Intercity の車両近代化プロジェクトの受益者の1人となっている。Pesa は鉄道会社ZNTK Minsk Mazowiecki とコンソーシアムを組み、PKP Intercity の125両の車両を近代化するための入札に応札した。同入札価格は、5億4,000万ズロチと見られる一方、スロバキアの車両メーカーZOS VRutky は約8億7,900万ズロチを提示したと見られている。Pesa は既に3つの契約により、245車両の近代化を行うこととなっており、契約総額は約10億3,000万ズロチとなっている。PKP Intercity は2023年までに車両近代化及び購入に70億ズロチ投資するとしている。

エネルギー・環境

エレクトロモビリティ・ポーランド(EMP)によるポーランド製電気自動車のプロトタイプ発表【27日】

設立4年に際し、エレクトロモビリティ・ポーランド (EMP)は、ポーランド製の電気自動車のプロトタイプを発表する。同自動車は、ポーランドで設計された初の電気自動車として量産体制に入ることが 想定されている。同事業は、国際市場での競争性を維持しながら、生産者にとって収益性を高くすること、顧客にとっては魅力的なものにすることを目的としている。同社は2023年に約10万台の製造を計画しており、2021年には、40億~50億ズロチ程度と見込まれる電気自動車工場の建設資金を調達するためのパートナーを探す予定である。同社は国営電力会社PGE, Tauron, Energa, Eneaによって設立された。

政府によるポーランド鉱業グループ救済計画【27

日】

政府は、ポーランド鉱業グループ(PGG)の67億5,000万ズロチ相当の救済計画が検討されており、同資金は7,000人の鉱夫への給付金と鉱山跡地の埋め立てに充てられることとなっている。同計画には、30%の給与カット、採算性の悪い鉱山の閉鎖等が含まれている。鉱夫の労働組合は、同提案に満足していないとされているが、BiznesAlertの情報によれば、政府は2036年までに最後の鉱山を閉鎖する意向であるという。ただし、これは、それ以降石炭が使用されなくなるということを意味するのではなく、ポーランドのエネルギーミックスに石炭が残るとすれば、代替手段として輸入が行われるであろうとしている。一方でサシン副首相兼国有財産大臣は2036年までの鉱山閉鎖の計画はないと発言している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c info/oshirase schengen 2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキ

ア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- (1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- (2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

- (3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- (4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- (5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

学校、大学の授業は停止されており、幼稚園、保育園の活動にも制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、商店等では、人と人の間に1.5メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場では、屋外かつ1.5メートルの距離を確保できる場合を除き、マスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染 予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間:月~金曜日 9:00~12:30、13:30~17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html

[お知らせ]大使館広報文化センターの入館再開

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防ぐため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00 、E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、 Warszawa)

文化行事 · 大使館関連行事

[予定] 朝市「日本の週末」【8月1日(土)~2日(日)】

ワルシャワにて、朝市ポーランド主催による『朝市 「日本の週末」』が開催されます。武道デモンストレーション、茶道に関する講演、様々な子供向けのワークショップ(紙芝居、折り紙、着付け、漫画、剣玉など)や三味線コンサートが予定されています。入場は無料です。

主催: 朝市ポーランド 場所: ワルシャワ市

2020年8月1日(土)、 9~16時 ジョリボシ区、ワルシャワ 2020年8月2日(日)、 10~16時 モコトフ区、ワルシャワ

詳細: http://targsniadaniowy.pl/

〔予定〕 「日本に恋して・スウプスク市の花見」 【8月15日(土)~9月19日(日)】

スウプスクにて、スウプスク文化センター主催による『日本に恋して・スウプスク市の花見』が開催されます。 日本映画の上映、日本文化と旅行に関する講演、様々なデモンストレーション(武道やお茶など)とワーク Poland Weekly Review

Embassy of Japan in Poland

ショップ(料理や合気など)が予定されています。映画の上映以外、入場は無料です。

主催: スウプスク文化センター

場所:スウプスク市のスウプスク文化センター、スウプスク文化センターの劇場「Rondo」と喫茶店

「Herbaciarnia w Spichlerzu」など

詳細: http://www.sok.slupsk.pl/index.php/pracownie/teatr-main/3831-zakochaj-sie-w-japonii-slupski

e-hanami

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)